

第 2 分 科 会 (No. 7)

1 日 時 令和 7 年 3 月 2 1 日 (金)

午後 1 時 0 0 分 開会

午後 2 時 5 0 分 閉会

2 場 所 第 6 委員会室

3 出席委員 (19人)

主 査	伊 藤 淳 一	副 主 査	小 宮 けい子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	吉 田 幸 正	委 員	西 田 一
委 員	金 子 秀 一	委 員	立 山 幸 子
委 員	小 松 みさ子	委 員	松 岡 裕一郎
委 員	岡 本 義 之	委 員	森 本 由 美
委 員	中 村じゅん子	委 員	山 田 大 輔
委 員	宇 土 浩一郎	委 員	小 宮 良 彦
委 員	有 田 絵 里	委 員	柳 井 誠
委 員	本 田 一 郎		
(委 員 長	吉 村 太 志	副 委 員 長	渡 辺 修 一)

4 欠席委員 (1人)

委 員 高 橋 都

5 出席説明員

市 長	武 内 和 久	保健福祉局長	武 藤 朋 美
子ども家庭局長	小笠原 圭 子	都市ブランド創造局長	井 上 保 之
教 育 長	田 島 裕 美		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 梅 林 莉 果 書 記 岩 瀬 美 咲

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第1号 令和7年度北九州市一般会計予算のうち所管分	議案について市長質疑を行った。
2	議案第2号 令和7年度北九州市国民健康保険特別会計予算	
3	議案第3号 令和7年度北九州市食肉センター特別会計予算	
4	議案第11号 令和7年度北九州市土地取得特別会計予算のうち所管分	
5	議案第13号 令和7年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	
6	議案第16号 令和7年度北九州市介護保険特別会計予算	
7	議案第19号 令和7年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算	
8	議案第21号 令和7年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	
9	議案第25号 令和7年度北九州市病院事業会計予算	
10	議案第35号 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
11	議案第38号 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について	
12	議案第39号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
13	議案第41号 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	
14	議案第42号 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	

15	議案第46号 北九州市スポーツ施設条例の一部改正について	議案について市長質疑を行った。
16	議案第52号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について	
17	議案第53号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	
18	議案第70号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について	

8 会議の経過

○主査（伊藤淳一君） 今から開会いたします。

議案第1号のうち所管分、2号、3号、11号のうち所管分、13号、16号、19号、21号、25号、35号、38号、39号、41号、42号、46号、52号、53号及び70号の以上18件を一括して議題といたします。

ただいまから市長質疑を行います。

質疑時間は2時間程度となっております。質疑の持ち時間は、所属議員4人以上の会派は23分とし、その他の会派はそれぞれ7分といたします。質疑は大会派順に行います。なお、答弁は着席のままで受けます。

それでは、質疑に入ります。自民党・無所属の会、吉田委員。

○委員（吉田幸正君） 吉田幸正であります。よろしくお願いいたします。

食肉センターの今後の取組についてお尋ねいたします。

施設の老朽化により、食肉センターの今後の方向性の決断は待ったなしの状況であります。畜産事業者が多いわけではない本市において、食肉センター特別会計に毎年1.8億円の繰入れを行っています。中途半端な長寿命化が税金の無駄遣いとなるのは明白で、知恵の絞りがいのあるところでもあります。

そこで、建て替えの予算確保と本市の地元企業の発展を目指すために、和牛需要のある諸外国輸出に対応できる認定施設を提案いたします。

和牛の輸出は、相手国との間に厳しい基準があります。本市の施設では、マカオ、タイ、ベトナム及びミャンマーへは輸出可能で、特にマカオ輸出は好調と聞いています。

また、全国においても、インバウンド観光客が日本で和牛のおいしさを経験し、自国でもということで、2021年には海外輸出が前年に比べて1.8倍と急拡大をし、初めて500億円を突破いたしました。最新の情報では、輸出国の順位は台湾、アメリカ、カンボジア、香港となっており、シンガポールでも大変高い金額のステーキが人気であります。

そこで、和牛需要のある諸外国輸出に対応できる認定施設であります。本州の姫路から以西には和牛輸出の認定施設はなく、認定施設を有する畜産地の宮崎、鹿児島空港には国際貨物定期便はありません。一方、本市では、ヤマト運輸や世界最大の物流会社UPSの貨物便が運航しており、ヨーロッパを含め既に世界とつながっています。物流拠点都市としての本市の出番であります。農林水産省も、2030年までに和牛を含めた農産物輸出額を5兆円とする目標を掲げています。

ついては、施設の更新に当たり、国の補助金など、肉の輸出拡大を目指す国の大きな支援を受けるとともに、市内に地元企業が活躍できる場をつくるために、和牛需要のある諸外国輸出に対応できる認定施設新設に向けてチャレンジすべきと思うが、見解をお伺いいたします。

○主査（伊藤淳一君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） それでは、私から、学びの多様化学校の設置についてお尋ねいたします。

昨年2月議会本会議において、私は、子供たちには様々な特性があり、子供一人一人がどう育ちたいと思っているのかを大事にする教育環境を整えるべき、そのためには学ぶ環境について様々な選択肢が絶対に必要なので、学びの多様化学校を早期に設置すべきと質問しました。教育長からは、不登校児童生徒の居場所や学びの場の選択肢を増やすことは重要で、令和6年度予算に学びの多様化学校設置検討事業費を計上していると答弁をいただきました。

今年度、教育委員会は、学びの多様化学校設置検討事業として、先進都市視察や文部科学省との協議を行っています。そして、令和7年1月24日に開催された、市長が主催する北九州市総合教育会議において、教育委員会は、学びの多様化学校について開設に向けた提案をしたところです。また、来年度予算についても、前年と同様の100万円を計上し、学びの多様化学校の設置に向けてさらに具体的な検討を行うと伺っています。いよいよ学びの多様化学校の設置が具体化してきたと思います。

そこで、学校設置者である市長に2点伺わせていただきます。

1点目に、学びの多様化学校は設置される方向でよいのか、お聞かせください。

2点目に、今後のスケジュールについてお聞かせください。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 私からは、学校給食の無償化についてお尋ねします。

今議会において、我々自由民主党・無所属の会、戸町武弘団長による、学校給食の無償化を求める代表質疑に対して、武内市長は、令和8年度中の実施を公表されました。このことは、我々議会の要望に対する市長の決断であり、一定の評価をさせていただきます。

しかしながら、学校給食の無償化に関して、国も令和8年度の実施を表明しています。国が実施すれば、当然、予算措置も伴い、全国の自治体が実施します。学校給食の無償化は、あくまで我々の令和7年度予算・政策要望であり、公明党あるいは市民とともに北九州、日本共産党も同様であったと聞いております。

ここは国を待たずに、学校給食の無償化を令和7年度に前倒しして実施すべきと考えますが、御見解を伺います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 市長。

○市長 まず、吉田委員から、食肉センターの今後の取組について、和牛需要のある諸外国輸出に対応できる認定施設の新設に向けてチャレンジすべきとお尋ねがございました。

食肉流通の起点となる食肉処理施設につきましては、老朽化や労働力不足、稼働率の低下、収入源の確保等が全国的な課題となっており、その多くが大規模な整備に踏み切れない現状にございます。北九州市立食肉センターにおきましても同様の課題があり、これまで、整備費の試算、現状分析、外部有識者による検討会等を行ってまいりましたが、1つ目に、市内の畜産農家が少ないことに加えて、近年では流通ルートが多様化をし、利用事業者が少なくなっていること、2つ目に、持続可能性の観点から、民間の創意工夫を活用しつつ運営の効率化等につなげる必要があること等から、現在、食肉センターを利用される事業者の皆様と様々な協議を行っているところであります。

輸出に関してみますと、例えばアメリカに牛肉を輸出できる施設は、九州では宮崎、鹿児島のほか大分等にもありますが、いずれも民間企業や団体が運営し、その創意工夫を生かして輸出に取り組んでいるところであります。また、国の補助金の活用に当たりましては、畜産農家を含むコンソーシアムを形成することや輸出の拡大等を確実にを行うこと等が前提になっていることに加え、安定的に成果を出せる計画性と実行力を担保することが大きな課題であると認識をしております。

こうした状況をしっかりと踏まえつつ、どのような方向性を目指していくべきか、食肉事業者の皆様と引き続き協議を重ねまして、食肉センターの今後の在り方について適切に判断をしていきたいと考えております。

次に、宮崎委員から、学びの多様化学校の設置につきまして、学びの多様化学校は設置の方向でよいのか、そして、今後のスケジュールについてというお尋ねがございました。

これまで教育委員会におきまして、不登校児童生徒の学びの機会の確保に向けた検討が進められてまいりました。令和5年度には、不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討会議を設置しまして有識者の御意見を伺うとともに、不登校児童生徒及び保護者へのアンケート調査を実施した結果、学びの多様化学校への関心が高かったと伺っております。

また、令和7年1月に開催した総合教育会議においても、学びの多様化学校の設置に向けた協議を行い、不登校で悩んでいる児童生徒や保護者から一日も早い設置が望まれていることや、その必要性につきまして、教育委員会と認識を共有したところであります。そこで、教育委員会に対しまして、令和9年4月の開校に向けて準備を加速させるよう指示をしたところでございます。

教育委員会では、北九州市にふさわしい学びの多様化学校となるように、校舎位置や対象者

の範囲、教育課程、運営上の工夫などについて検討しております。この検討状況を踏まえまして、施設整備に係る予算案や設置条例改正案など、所要のプロセスを適切に進めてまいりたいと考えております。

市長としましても、引き続き、教育委員会と連携をし、開校に向けた必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、西田委員から、学校給食の無償化について、国を待たずに無償化を令和7年度に前倒してはどうかというお尋ねがございました。

近年の物価高騰などにより、子育てへの負担が高まる中、少しでも子育て世帯の負担を減らし、安心して子供を産み育てられる町にしていきたいという一貫した思いがございます。このため、本会議の質疑の中で、学校給食費の無償化につきまして、国の動向を注視しつつ、令和8年度中の実施に向けて、財源の確保や制度間の整合性等を総合的かつ詳細に検討していく方針をお示ししたところであります。

このたび、令和7年度からの前倒しの実施について御提案をいただきました。子供たちの成長を支える給食の重要性につきましては、私も強く認識しており、御提案の趣旨には共感するところでございます。一方で、安定的かつ持続可能な制度として実施するためには、公平性、公正性、納得性に十分留意しつつ、財源確保等に加えて実施体制の整備等も必要不可欠であります。

こうした観点から、学校給食費の無償化については、全庁横断的なプロジェクトチームにおいて、できる限りスピード感を持って検討を進め、適切なタイミングで実施すべきであると考えております。

今後とも、議会の皆様とも連携をしながら、最適な形で学校給食費無償化の実現に向けた具体的な道筋を示していきたいと考えております。私からは以上となります。

○主査（伊藤淳一君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） ありがとうございます。

今日は市長に直接にこの課題というか問題というか、また、私含めて事業者がどういうことを希望しているかということを直接にお伝えする機会になったということで、大変価値のある時間だと思っています。その上で、協議は随分長いこと行ってきたりまして、民間の方に、できませんとか、なくなった場合どうか、プラス・マイナスとか、ずっとやってきたんですけど、これがなかなか結論が出ない状況で、そこで市長との議論にさせていただいたわけですが、1つは、これからあの場所が必要か不必要かみたいなことになったときに、毎年1.8億円の赤字というのは大変厳しいなと私自身も思っています。

ところが、同じ側面で、例えばふるさと納税というのがありまして、大変今好調なんですけども、ふるさと納税における肉の割合というのは実は約30%でありまして、金額にすると6億4,000万円とお聞きをしました。これは、あそこに食肉センターがなければ、北九州市は畜産農家

が多いわけではありませんで、あそこで加工しているからその食品食材がふるさと納税の対象になっているんです。ですから、1億8,000万円が赤字と言われている方もいますが、実際には、あそこにあれがあることで税収としては明確にプラスになっていますので、しっかり継続をしてほしいと思います。

その上で、市長にお尋ねしたかったのは、今後、和牛が、この国でつくられた肉が世界に売れていくかどうかというのがすごく大きな論点だと思っています。これはお尋ねをさせてください。

インバウンドの人が日本に来た、こんなにおいしい肉を食べたことがなかった、これをぜひ我が国でも買いたいと思っている人が今後増えるかどうかという、市長の感覚でいいので、教えてください。

○主査（伊藤淳一君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 食肉センターの運営をしておりますので、私からお答えさせていただきますが、確かに和牛はおいしいというところでは、インバウンドでお見えになったお客様が日本における和牛のおいしさというのを堪能されるということはあるのではないかと思います。また、輸出に関しては、国のほうでも輸出拡大に向けての施策に取り組んでおりますので、その方向は一定程度あるのかなと思っています。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） 農林水産省が、2030年に5兆円、ある担当の方を御紹介していただいて、電話でお話をしましたけど、すごく高めの数字を設定していますと。つまり、このまま市場に任せていても必ずそこには到達しないであろうというところを目標として掲げた。それは、国として明確に補助金を含めて必ず達成をしないと、畜産農家の減少となり、あるいは収入の増につながらないのでと、相当強い覚悟でありました。

北九州市はどうですかと言うと、数日してお電話をいただいて、大変に魅力的な市場であると思いますし、既にマカオ輸出については大変な伸びを示していて、もしかしたら北九州市で一番いい肉はマカオにもう今既に行っているんじゃないかなという状況でありました。そうすると今度、食の魅力の話にさせてもらって、僕は丸腸新鮮組というグループでみんなでいろいろやっけていまして、丸腸は新鮮なうちに食べるとやっぱりおいしいという背景があって、北九州市の食の魅力にあの食肉センターがあるということがリンクすると考えますが、市長はどうお考えですか。

○主査（伊藤淳一君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 委員のおっしゃられるとおり、食の魅力の中でも、新鮮なお肉というところはあると思います。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 市長。

○市長 吉田委員がおっしゃるように、やはり肉で新鮮なものがあるということはすごく魅力

的ですし、そこにブランド力といいますか、富裕層の方を含めていろんな世界から関心を持たれるようなブランド力を併せて持っていくことができれば、さらに大きな訴求価値が出てくるのではないかなという感覚を持っております。

○主査（伊藤淳一君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） 海外の方は、ホルモンというか内臓というのはすごく盛んで、サン・セバスチャンという世界の美食の街と言われているところは、トリッパなんて言って、牛の内臓なんかをととてもおいしく食べるという背景があります。

あと、問題はやっぱり予算だろうと思うんですね。保健福祉局の方にお聞きをすると、このままやると、国の予算は、設計、建物の半分ぐらいはもらえるルールがあると。それは先ほど市長が言われた輸出の確実なうんぬんとあるんですけども、僕、それだったら市長が市長でなくてもいいと思っていまして、そこに九州の食の魅力を上げるために国としっかり協議をして、このルールだと半分だけど、それをしっかり予算を上げてもらおうというのが政治、市長の仕事だと思うんですね。今日提言できましたから、今からしっかり議論していただけると思いますが、ここはひとつ市長にお尋ねさせてください。

市長でなければ、特に武内市長でなければできない仕事が僕はあると思っています。それは国のルールを変更する力が地方にあるかどうかを問われていることだと思います。食肉センターの魅力がある、それを市長が御理解いただけたら、国に直接乗り込んで、補助率を上げてもらって、日本の畜産輸出で、最後は地元にもうまく回るようにと思いますけども。ここは今初めて直接に提言をさせていただきましたので、内部でしっかり議論をしていただいて、私ども自民党でありますので、御決断の際には私たちも行って、肉の輸出を含めて新しいルールをつくってくださいと取り組みたいと思いますので、よろしくお願いします。私からは以上です。

○主査（伊藤淳一君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） それでは、私から。学びの多様化学校について、令和9年4月開校に向けて準備を進めていくという御答弁をいただきました。ありがとうございます。

この不登校の問題、子供が学校に行けないという御相談を私も保護者の方々からお伺いすることがあります。本当に親子で苦しんでいます。子供さんにとっては本当に大事なこの時期に学校に行けない。本人も親も本当に苦しんでおられる姿を見て、何とかという思いの中で、私も他都市の学びの多様化学校を視察に伺わせていただいて、その場で本当に生き生きと学校の中で過ごしている子供たちの笑顔を見て、ぜひこういった施設を北九州市にも一日も早くという思いで昨年私も本会議でお尋ねしたし、これは私だけではなく多くの議員もこの不登校特例校、学びの多様化学校の設置について質問されておられます。そういった中で、令和9年4月開校に向けた準備をされるということで、本当に感謝したいと思います。

そして、北九州市域は本当に広いです。この不登校特例校を設置するに当たって、やはりその場所、利便性をしっかりと考えていただきたいというのが1個と、それから、市内に1つつ

くるのか、もしくは、西部、東部という形で2か所設置されるのか。私としては、2か所できればありがたいと思うんですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） 教育長。

○教育長 宮崎委員からの御指摘のように、多くの議員の皆様から今までもずっと御意見を承ってまいりました。待ち望んでいらっしゃいます保護者や生徒さんに、少しでも早く内容をお示しできるように、今、具体的な内容を詰めている最中でございます。もう少しお時間をいただきたいと思います。令和9年4月に向けて、できるだけ早く内容を明らかにさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） ありがとうございます。

今日の、令和9年4月に開校できるんじゃないかというその答えに、保護者も含め親子で希望が、明るい兆しが少し見えたんじゃないかなと思います。まだ課題や準備しなきゃいけないことがいろいろあるという話でございますので、そこはしっかりと詰めていただいて、子供たちが一日も早く笑顔を取り戻せて、楽しく学びの多様化学校に通える姿を私も期待して、私の要望として、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 御答弁ありがとうございます。今日は、市長から、令和7年度からの給食無償化の実施について前向きな御答弁をいただいたと思って、高く評価させていただきますし、何より我々議会の要望と市長が思いを同じくしていただいているということに本当に感謝申し上げます。

近い将来、いずれにしても給食無償化になるわけなので、ぜひ無償化になったとしても給食の質を落とすことがないように。先ほど市長も、子供たちの成長にとって極めて重要という趣旨のことをおっしゃいました。ぜひ給食の質も含めてきちっと維持できますようお願いして、要望として終わらせていただきます。ありがとうございました。

○主査（伊藤淳一君） 進行いたします。公明党、松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 公明党の松岡裕一郎でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私から、視覚障害者支援についてお伺いいたします。

本市における視覚障害を主な障害として共に生きていらっしゃる身体障害者手帳を交付されている方の令和5年度末の人数は3,065名とお聞きしております。中途視覚障害者の正確な人数は把握していないものの、歩行訓練などの生活訓練が必要な方が一定数いらっしゃる中、特に中途視覚障害者の社会参加訓練は重要と考えております。

一方、歩行訓練士は市内に2名しかいないために、中途視覚障害者が緊急で生活訓練を要する際には、歩行訓練士の不足が生じて、市民サービスの提供が著しく低下することが懸念され

ています。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、本市が責任を持って歩行訓練士を養成できるよう、今後も潤沢な歩行訓練士養成費用を確保するとともに、市の責任において歩行訓練士を確保していただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、コムシティとアシスト21の2か所で開催されていた視覚障害者の方々の集いの場は、来年度、ウェルとばたのたった1か所で開催されるということで、不安の声をたくさん伺っております。孤立・孤独防止のためにも、社会参加訓練というのが掲げられています。この社会参加訓練のためにも、集いを2か所で継続して開催する必要があると考えておりますが、見解をお伺いいたします。

○主査（伊藤淳一君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） おはようございます。お世話になります。よろしくお願いします。

本市の带状疱疹しんワクチン接種の助成についてお伺いいたします。

带状疱疹しんは、多くの人が幼少期に感染する水ぼうそうと同じウイルスが原因で、加齢や疲労など免疫力の低下に伴い、神経に潜伏していたウイルスが再活性化して発症し、50歳以上で高くなり、ピークは70歳代とされています。後遺症が残る場合もあり、予防にはワクチン接種が有効とされています。

これまで、予防接種への公費の助成を望む多くの声を受け、公明党の地方議員から国へ、予防接種への公費助成の要望を行うとともに、本市に対しても、我が会派から独自の助成を求める議会質問や予算要望を行ってまいりました。昨年12月に、厚生労働省におきまして、本年4月から定期接種化が行われることが決定し、本市においても令和7年度予算で带状疱疹しんワクチン接種への予算措置が行われており、生ワクチン、組換えワクチンともに半額程度の助成が計画をされています。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、带状疱疹しんワクチン接種について、できるだけ早く接種できる体制を整えていただくとともに、市民の皆様への周知を行っていただきたいと考えますが、見解を伺います。

2点目に、他の政令市では、独自の助成として50歳からの任意接種費用の助成を行う制度を実施しています。本市においても、働き盛りの方々に対しまして独自の带状疱疹しんワクチンへの予防接種の助成を行うべきと考えますが、見解を伺います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 市長。

○市長 まず、松岡委員から、視覚障害者支援につきまして、市の責任において歩行訓練士を確保すべきとのお尋ね、それから、社会参加訓練のための集いを2か所で継続して開催すべきではないかとのお尋ねがございました。

中途視覚障害者につきましては、今までできていたことができなくなるなど、生活全般に支

障を来すことから、その状態を改善するための訓練は重要であると認識をしております。

北九州市では、中途視覚障害の方が社会に出て自立した生活を送れるよう、中途視覚障害者緊急生活訓練事業を委託により実施をしているところでございます。具体的には、自宅や生活圏域での歩行訓練、身だしなみや家事の仕方などの日常生活動作訓練、当事者同士が情報交換や交流を図る集いの開催などを行っているところであります。これらの訓練には、歩行訓練士2名が中心となって対応しておりますが、希望者の増加もあり、訓練開始までに3か月程度を要しております。

歩行訓練士は、国内2か所のみで養成されており、年間の定員は35名程度であるため、資格を有する人材が全国的に不足していると言われております。このため、北九州市では、これまで委託業務の中で歩行訓練士の養成費用を負担しており、今後必要に応じて負担を行い、歩行訓練士の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、集いにつきましては、これまで市内の2か所で毎月開催しており、各回20名程度が参加をされておられます。委員御指摘のとおり、来月から生活訓練の場所をウエルとばたに移転することになったため、集いについても1か所に集約して開催することとしております。

このため、今年1月、集いの参加者に移転の理由や開催方法について説明を行ったところでありまして、おおむね理解が得られたと認識をしております。一方で、距離が遠くなるなど、不安に思われる声も聞かれているところであります。

このようなことから、今後、ウエルとばたでの開催を行っていく中で、改めて参加者の皆様の声を丁寧に聞き、開催場所を含めて事業の効果的な運用を検討することとしたいと考えております。

いずれにしましても、視覚障害の方が自分らしく活動的な生活ができるよう、引き続き支援を行ってまいります。

次に、金子委員からお尋ねのありました带状疱疹しんワクチン接種の助成につきまして、まず、できるだけ早く接種体制を整え、市民への周知を行っていただきたいとお尋ねがございました。

带状疱疹しんワクチンは、昨年12月18日に開催をされました国の審議会で、令和7年4月1日より定期接種を実施する方針が示されました。その概要といたしましては、対象年齢は原則65歳で、経過措置の5年間は5歳刻みで、100歳までの方も対象となります。また、対象ワクチンは生ワクチンと組換えワクチンがあり、いずれかを選択することができます。

委員お尋ねの接種体制につきましては、医師会と事前協議を行い、予診票の作成や接種可能な医療機関の調整等を行っており、各医療機関におきましても4月から実施ができるよう準備を行っていただいているところでございます。

次に、市民への周知につきましては、3月下旬にホームページの公開を予定しており、接種できる医療機関や自己負担額のほか、ワクチンの特徴や予防効果、安全性等についての情報を

発信する予定としております。また、4月15日号の市政だよりに掲載をするほか、6月末までに令和7年度の対象者全員に接種の案内をお送りする予定としております。こうした取組によりまして、希望者の皆様が接種の機会を逃すことのないよう周知を図り、円滑に実施できる体制を整えてまいりたいと考えております。

続きまして、同じく带状疱疹しんワクチン接種の助成につきまして、働き盛りの方々に対して独自の助成をというお尋ねがございました。

带状疱疹しんワクチン定期接種の年齢設定に当たりましては、国の審議会で議論がなされまして、り患のピークが70代であることや、高齢者ほど重症化しやすいこと等を踏まえたものとなっております。

接種費用の公費助成に関しまして、これまで北九州市では原則として定期接種のみを対象としてまいりました。これは、任意接種の場合、副反応による健康被害が生じた際に国の救済制度の対象とならず、市が関与する仕組みとなっていないことから、この対応等も含め慎重に検討を行う必要があると考えております。このため、今回の带状疱疹しんワクチンに関しましても、国の定めた接種対象者のみを公費助成の対象とさせていただいております。

なお、北九州市では、従来、定期接種における自己負担額はワクチン代相当を基本としてきたところでございまして、今回の組換えワクチンは1回当たりの接種費用が約2万2,000円と高額になることから、これまでの考え方を越えた配慮を行うことといたしました。具体的には、希望する方が接種しやすいよう、接種費用の半額程度の1万1,000円に抑えた形で自己負担額を設定し、所要の予算を計上しているところでございます。

このように、まずは定期接種を着実に実施することで、高齢者の方々が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 市長、御答弁ありがとうございます。前向きに御答弁いただいたものと感じております。

小倉北区にお住まいの中途視覚障害者の方からお話をお伺いしました。歩行訓練士は歩行だけでなく何でも相談できる心のつえのような存在ですとの言葉を聞きました。心のつえという言葉が私の心に響きました。こういった心のつえになっていらっしゃる歩行訓練士の確保については、ぜひ委託業者に任せるというだけではなく、共に引き続き市の責任で確保していただくということを強く要望させていただきたいと思っております。

また、集いは、小倉北区の障害者の方からは、ウェルとばたに行って距離が遠くなって非常に不安だという本当に切実なお声を聞いて、集いが本当に生きる希望になっているという声を聞いております。集いが2か所で開催できるよう、先ほど検討するというような前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ寄り添っていただいて、体制を再構築していただくよう要望し

て、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 御答弁ありがとうございました。

この4月から行われます65歳以上の带状疱疹しんワクチンの接種につきましては、広く北九州市民の皆様も、带状疱疹しんを経験されて、こんな痛い思いをするのであれば一日も早く予防接種への助成を行っていただきたいというお声をいただきまして、国への要望もさせていただく中で今回決まったものであると思っております。

こうしたお声の中で、やはりピークは70歳ですが、50歳というのは一つの目安としてあるのかなと思っております。名古屋市また福岡市でも50歳からの接種について、名古屋市はもう実施されているそうですが、福岡市は今回の予算に上がっているということでもあります。こういった他都市の事例もしっかり研究をしていただきながら、本市においても、いわゆる働き盛り、これからも北九州市を支えていただく方々への予防接種への助成というのををしていただければ幸いと考えております。どうか他都市の事例も参考にぜひ御検討していただきたいということを強く要望させていただきまして、質問とさせていただきます。以上で私からは終わります。

○主査（伊藤淳一君） 進行いたします。市民とともに北九州、中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 市民とともに北九州、中村でございます。

私からは、いわゆるケアラーと言われる介護者のサポートについてお尋ねいたします。

介護者にとっては、例えば介護サービスなど、幾ら支援制度やサービスを利用したとしても、本当にその負担はとても大きなものです。今までも課題となっていた、高齢者同士の御夫婦での老老介護に加えて、最近では、お仕事をしながら実家または義理の親の介護をして、負担感から退職を考えるという、いわゆるビジネスケアラーと言われる方々、このビジネスケアラーについては経済産業省も経済効果などを試算しておりますが、それに加えて、子供や若者が親とか祖父母、またきょうだい児のお世話をしているヤングケアラーなど、新たな介護者の負担感が明らかになってきました。

ヤングケアラーへの支援については、その必要性から、子ども家庭局の予算で、相談支援事業経費として1,400万円が令和7年度に予算化されています。また、令和4年度北九州市高齢者等実態調査によると、家族の介護について負担であると答えた方が約4割となっています。

私は先日、地域包括支援に関する会議の傍聴をさせていただきました。その中でも、北九州市しあわせ長寿プランには、介護者、ケアラーのサポートが施策の方向性として掲げられています。高齢者への虐待の予防や家族の負担感の軽減に向けて、何らかの支援が必要と考えます。

そこで、介護者、ケアラーのサポートを市としてどのように行っていくのか、市長の方針を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 私からは、休日保育の充実についてお伺いいたします。

育休中で4月から仕事に復帰予定の女性から、毎週日曜日も出勤になるが、共働きで両親も近くに住んでおらず困っています、どこかに預けるところがないか区役所に相談しましたが解決しませんでした、このままでは退職しなければいけないとの御相談がありました。共働き世帯が増えている中、同様の悩みを持つ方は増えていると考えられます。

保育園が休業日となる日曜日や祝日に保育を必要とする子供を預かる休日保育を行っている保育所は、各区に1か所ずつありますが、定数が少ないため、必ず受け入れられるとは限らない状況です。また、休日保育を行っている認可外保育施設もほとんどありません。本来であれば、雇用者が子育て中の職員に週末休みが取れるよう配慮すべきですが、中小企業では難しいという現状もあります。

こどもまんなかcityを目指している本市には、子供の健やかな育ち及び子育て世帯のワーク・ライフ・バランス推進という観点から、休日保育の充実にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、2点伺います。

1点目に、現在、本市は休日保育の要望に対してどのような対応を行っているのか、見解を伺います。

2点目に、今回の相談のような休日保育のニーズは今後も拡大が見込まれます。そこで、必要な方が必要なときに利用できるような体制を整備すべきと考えますが、見解を伺います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君） 私からは、中学校を不登校状態で卒業した若者の社会的自立に向けた支援についてお伺いします。

本市では、不登校を理由にする欠席者は年々増加を続けています。学校に行きづらさを感じている児童生徒に、小・中学校では、学びの場と居場所づくりとして、未来へのとびらオンライン教育支援室、教育支援室、またステップアップルーム等の様々な支援を講じて、学校や社会とのつながりを保とうとしてきています。

しかし、中学校3年生での不登校の生徒は600人を超えています。この中には、不登校状態のまま卒業を迎えた生徒がいます。そこで、不登校状態のまま中学校を卒業し、所属がなくなり孤立してしまう子供に対して、自立と社会的参加への継続的な支援が必要であると考えます。

本市では、在学中から中学校卒業後の1年間、進路決定などの支援を継続する、不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業があります。また、若者支援のハブ役を担う子ども・若者応援センターYELLの相談窓口もあります。しかし、これらの既存の事業だけでは、一部の若者にしか支援が届いていない状況があります。

孤立している若者の社会的自立に向けての支援について、市長の方針をお伺いします。以上です。

○主査（伊藤淳一君）市長。

○市長 まず、中村委員から、介護者、ケアラーのサポートについてどのように行っていくのかというお尋ねがございました。

在宅高齢者の方々を支える家族等の介護者、いわゆるケアラーが、介護をしながらも自分自身の生活の質の維持することは重要であると認識しております。北九州市の高齢者の総合計画であるしあわせ長寿プランでは、介護者のサポートを施策の一つに位置づけ、高齢者を支える家族への支援について様々な取組を展開しているところでございます。

具体的には、まず高齢者のための総合相談窓口である市内24の地域包括支援センターが、介護をしている家族や関係者からの相談に対応しております。また、医療機関や介護支援専門員と連携をし、ショートステイやデイサービスなど適切な介護保険サービスの利用につなげることで、介護者の負担感や孤立感の軽減を図っております。

さらに、福祉用具プラザにおきましては、介護の仕方を学ぶための介護講座や、介護負担の軽減に向けた福祉用具活用ของアドバイスを行っているところであります。さらに、介護者同士の集いや交流の場として、認知症・若年性認知症介護家族交流会、御家族の不安を受け止める認知症・介護家族コールセンターを実施しているところであります。

引き続き、家族介護者が相談できる窓口等の情報発信に努めるとともに、アウトリーチによる相談体制を継続し、地域住民や支援機関との連携を図りつつ、介護者の方々を支援し、安らぐ町の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、森本委員から、休日保育の充実について、休日保育の要望に対しての対応、休日保育についての利用できる体制の整備についてお尋ねがございました。

休日保育は、日曜日や祝日に就労する保護者を支援するため、保育所等に入所中の児童を対象として行う保育サービスの一つでございます。現在、各区に1か所、市内7か所の保育所で実施をしております、各施設の定員は15人程度としております。

休日保育を利用する場合、まず区役所で御相談いただいた上、希望する保育所に利用登録をしていただき、その後、利用する際に直接保育所に申し込んでいただくこととなっております。令和5年度の利用実績は、登録児童数は131人、1施設1日当たりの平均利用人数は約3.9人と、全施設とも定員の範囲内となっているところでございます。

一方、休日保育につきましては、利用日の直前に申込みがあったために保育所側の職員体制が整わない場合があることや、初めて保育所を利用する児童は慣らし保育が必要で、長時間の預かりは難しいなど、保護者の希望どおりの利用ができないこともございます。このような際には、保護者や児童の状況に応じて、他の区の実施保育所やシン・子育てファミリー・サポート事業を御案内するほか、認可外保育施設等について情報提供を行わせていただいております。

各区役所では、保育サービスコンシェルジュをはじめとした職員が保護者の皆様の相談に応じ、休日保育を含め様々な保育サービスを御案内しております。相談を受けるに当たりまして

は、保護者の御希望を丁寧に伺い、保育所等との調整を図りながら、お一人お一人に寄り添った対応をすることが大切であり、そのように努めてまいりたいと考えております。

また、休日保育の体制についての御質問ですけれども、休日保育につきましては、ここ数年、利用実績は伸びていない状況にあります。このため、現時点では、実施する施設を増やすことなどは考えておりませんが、今後の利用状況等を引き続き注視していきたいと考えております。

いずれにしましても、今後も保護者の皆様の声をしっかりと聞きながら、子育て世代が安心して働くことができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

そして、小宮委員から、中学校を不登校状態で卒業した若者の社会的自立に向けた支援について、孤立している若者の社会的自立に向けての支援のお尋ねがございました。

不登校につきましては、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないような配慮が必要であり、その上で、様々な機関が連携して支えることが重要であると考えております。

不登校のまま中学校を卒業した生徒につきましては、教育委員会所管の教育支援室におきまして、在学中に通所していた生徒、保護者を対象に、18歳まで相談対応による支援を継続しているところであります。また、卒業後の孤立化を防ぎ、自立と社会参加を後押しするため、平成28年度より、中学校在学中から卒業後1年間を対象期間といたしまして、不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業を開始し、令和5年度末までに292名の支援を行ったところでございます。

一方、子ども・若者応援センターYELLでは、15歳から39歳の困難を抱える若者を対象に、平成22年の開設以来、約2,000人に対する自立支援に取り組んでまいりました。

このほか、若者の社会的自立に向けまして職業紹介等を行う若者ワークプラザ北九州や、就業に対して悩みを抱える若者を支援する北九州若者サポートステーション、北九州市ひきこもり地域支援センターすてっぷなど、様々な機関が連携しながら支援を行っているところであります。

今後も、若者のニーズや個別の状況を踏まえつつ、学校や教育委員会、各関係機関と連携し、お一人お一人に寄り添った支援を続けてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 御答弁ありがとうございました。

高齢者の介護の御相談は地域包括支援センターという御答弁がありました。私も市民の方々からの御相談とか、あと地域での勉強会では、必ず地域包括支援センターのお話をします。先ほどもお話ししましたが、私が3月17日の地域包括支援に関する会議を傍聴させていただいたときに、構成員の方からも、北九州市の市がしっかり責任を持ちますという直営方式のよさをとても訴えられて、強力的に御意見をされていました。

ぜひ地域包括支援センター、高齢者についていないので、国は将来的には全てのという、地域を包括する相談窓口になってほしいという気持ちから地域包括と名づけたと私もお聞きしておりますので、地域包括支援センターと、先ほど市長が答弁されましたアウトリーチで御相談に乗れるよう体制を整えていただきたいと思っているんですが、1つだけ御質問というか、そうはいつでも地域包括支援センターは、予防のケアプラン等に忙殺されていて、地域からの相談にすぐ動いてくれないというような声も上がっています。なので、先ほど御質問しましたような多様なケアラーの支援が必要になってくる、今後また地域包括支援センターがしっかり対応できる体制を取るためにも、ぜひ、例えば本会議でも御質問させていただきましたが、細かいことかもしれませんが、ケアプランの原案確認とかそういう事務的な作業にかかる時間が今かなり取られていると思いますので、その辺を短縮して、事業者も楽になる、地域包括支援センターも楽になるような何か体制整備をしないと、今申しましたように増え続ける相談とかに対応できないと思いますが、もしお考えがあればお聞かせください。

○主査（伊藤淳一君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 中村委員から、地域包括支援センターの体制、それから、事務の負担の軽減というところのお尋ねをいただきました。

委員のおっしゃられるように、これから御高齢の方が増えていく、課題がいろいろ社会の町の中でも出てくるというところでは、しっかりと対応できる体制をつくっていかなければならないというところはございますし、実際に事務の負担というところも課題と感じております。人員の確保もなかなか厳しくなっているところでもありますので、今後、しっかりと体制が維持できるように、また、効率化できるようにというところも含めて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 加えて、本当に悩みがある人は区役所とかに相談に出向いたり、先ほど御答弁があった介護教室とかに出てこられないというか、来ない。時間的にも気持ち的にも、心の問題にしても、出てこられないというのがあるので、先ほど市長がおっしゃいましたアウトリーチの体制、地域の方、御本人から御相談があった場合はしっかり出向いて行って支援をするという体制をぜひ整えていただきたいと思います。これは御要望というか、ぜひお願いしたいと思います。私からは以上です。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 今、市長からる御答弁いただきました。少し時間があるので、1点確認も含めて申し上げたいと思います。

まず、今回この休日保育というのを取り上げたのは、区役所窓口に保育所入所について相談に行ったにもかかわらず、知りたかった休日保育の情報を得られなかったということを伺ったからです。市民が区役所に相談に来たときには、相談された要件だけではなく、相談者に必要

だと思ふ情報を漏れなく提供し、寄り添った支援をしてあげていただきたいと思います。市長の答弁は、寄り添った支援と言っていましたけれども、実際そうっていない状況を認識していただきたく、このテーマを取り上げました。

区役所は子育てのワンストップサービスとなるべきではないかと思っております。私のところに相談に来た女性は、区の窓口で相談したにもかかわらず、市が休日保育をしていることすら知らされず、仕事を辞めなければいけないと困り果てていらっしゃいました。それで、私が本庁につないで事なきを得たという、そういう事例でございます。

それで、お聞きしたいんですけれども、休日保育のことをもっと知っていれば今よりも登録児童数が増えるのではないかと思いますので、周知ということをもっとしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、潜在的なものも含めた休日保育のニーズ調査というものも実施していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。以上、お願いいたします。

○主査（伊藤淳一君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 今回の件、個別に御相談を委員が受けた上でということで、この件について担当した区役所のほうとも情報を共有しております。市長から申しあげましたように、やはりその方の状況に寄り添って、必要な情報、それからいろいろな提案、そういったことをきちっと市民側に立ってしていくということは非常に大切だと思っておりますし、この点につきまして区役所とも共有をしておるところでございます。

もちろんいろいろなサービスを、区役所の窓口で御相談があったときに紹介をしておりますので、この中で、いろんな御相談の際に職員のほうから提案するような周知の仕方というのでも積極的に行うように努めてまいりたいと思います。

ニーズの調査ということですが、一般的な形のニーズの調査というのは考えておりませんけれども、やはりこれは窓口のところで丁寧に声を拾っていくというのが非常に大切だと思いますので、そういったことに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 今、局長から御答弁がありました。

休日保育のことが知られていないから登録児童数が少ないと思っておりますので、まず周知をしっかりとっていただきたい。私の周りにも、子供ができたから仕事をセーブしたり辞めているという声をまだまだ聞いておりますので、休日保育が利用できれば仕事を辞めなくてもよい方が増えるかもしれないと思っておりますので、まず周知を徹底していただきたいと思います。

休日保育を拡大するためには、保育士の人材確保も必要です。そのために、保育士のさらなる待遇改善が求められます。市も努力をしていただきたいと思います。小さなお子さんを育てている職員が週末休めるように、雇用している企業、事業者に対しての働きかけもお願いしたいと思います。以上で終わります。

○主査（伊藤淳一君） 小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君） 御答弁ありがとうございました。

私からは、不登校状態が続いた子供、若者たちというのは自己肯定力がやはり低く、自分から新しいところに行くこと、また窓口で電話をすることなどが難しい状態にあると思います。その中で、今、教育支援室で引き続きの支援を行っていく、また、次への一歩事業というのはアウトリーチで家にやってくるということで、安心して自分の進路を考えていくということが出来る事業だと思います。

北九州市の中の子ども・若者応援センターYELL、ここはアウトリーチをやっていないので、自分から連絡をしなければならないという形になる。ここをもう少し敷居が低いというか、行きやすい、そして相談しやすいよう、私は学力をつけたい、私は就職していききたい、ボランティアなどをして社会的な関係をつくりたいとか思っていること、それを最低でも電話、メール、何かもっと敷居の低い、できればアウトリーチで、そういう方たちをつかんでいる部分のところに寄り添って行っていただきたいと思います。

これからの北九州市を支える若者です。だから、そこにしっかり自立、そして社会的な経験を積ませていただけるような場所につないでいくという施策を今後よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） ここで副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

○副主査（小宮けい子君） 進行いたします。日本共産党、宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 日本共産党の宇土浩一郎です。

私は、補聴器購入助成制度の創設等についてお尋ねします。

局別審査において、市が加齢性難聴の啓発チラシを2万部作り、約1万部を配布して活用していると伺いました。また、ホームページでも紹介されているのも拝見しました。啓発チラシはセルフチェックをつけてもらい、難聴が疑われる方は医療機関を受診するよう勧めているが、市民の方から、医療機関を受診し、医師から補聴器が必要だと診断されても、補聴器は高いイメージがあるため購入をためらうとお聞きしました。

そこで、3点伺います。

1点目に、啓発チラシの配布場所及び配布効果について伺います。

2点目に、補聴器購入助成制度の創設が必要と考えるが、見解を伺います。

3つ目に、耳鼻科の先生と補聴器のお店などが連携し、補聴器の種類や使い方について相談に乗ってもらえる仕組みづくりが必要と考えるが、見解を伺います。

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 私からは、学校体育館への空調整備についてお尋ねいたします。

本会議でも申しましたが、国は補正予算で779億円を計上して、災害時に避難所となる学校

体育館への空調整備に力を入れています。

今後30年以内に発生する確率が80％程度と発表されている南海トラフなどの大地震への対策強化が急務とされている中、昨年9月1日時点での空調設置率は18.9％。空調が設置されていない学校体育館の大半は、断熱性能も確保されておらず、夏場は蒸し風呂のような暑さになり、体育や部活動での利用を控える学校が増えるなど、教育活動にも支障が生じています。一方で、冬場は凍えるような寒さとなることから、こうした時期に避難所として使用することを考えると、被災者の健康確保が難しくなり、災害関連死の増加の懸念さえ出てまいります。

こういった状況を受けて、国は補正予算の中で、体育館に空調を整備する自治体への臨時特例交付金を新設いたしました。断熱性能の確保を要件に、関連工事を含めた費用の2分の1を補助することで、設置率を今後10年間で95％まで押し上げる意向であります。

ついては、こうした国の動きを受けて、本市においても、避難所となる学校体育館への空調設備設置計画をつくり、設置を進めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。以上です。

○副主査（小宮けい子君） 市長。

○市長 まず、宇土委員から、補聴器購入助成制度の創設について、啓発チラシの配布場所、効果、購入助成制度の創設、相談に乗ってもらえる仕組みづくり、これらについてお尋ねがございました。

高齢者の方々の難聴につきましては、聞こえづらさから人とのコミュニケーションが難しくなり、社会的孤立や認知機能の低下の要因になると認識をしております。

国は、昨年3月、難聴高齢者の早期発見、早期介入に向けました関係者との連携について、自治体向けの手引を作成いたしました。また、9月に策定した高齢社会対策大綱におきましても、難聴の早期スクリーニングや定期的ケアの重要性について普及啓発を図ることを掲げております。

北九州市としましては、このような国の方針に沿いまして、昨年の夏、高齢者が難聴に関心を持っていただけるよう、聞こえについてのセルフチェックや医療機関への早期受診の大切さについて掲載したチラシを作成いたしました。このチラシを、健康づくり推進員や民生委員、医療機関、市民センターなどへ配布するとともに、地域で行う介護予防講座の中でチラシを活用し、難聴が疑われる方の早期発見、早期受診につなげる取組を進めております。また、ホームページをはじめ市政だよりへの掲載も通じまして、幅広く周知啓発を行っているところでございます。

このような取組により、市民の方から、受診先など相談の電話が徐々に入ってきております。さらに、今後、地域で開催する介護予防講座にリハビリテーション専門職が出向き、チラシを使った助言を直接行うことを予定していることから、引き続き効果が現れてくるものと考えております。チラシの配布先につきましても、福祉協力員や老人クラブなど、さらに幅広く配布したいと考えております。

一方、公的支援の在り方につきましては、加齢による身体の衰えは多岐にわたるため、効果や方法を見極める必要がございます。国におきましては、難聴と認知機能に関する研究が平成30年度から継続されている状況でございます。このため、国に対して、研究成果を早期に取りまとめ、認知症予防の効果が認められる場合には全国一律の公的補助制度を創設することを、全国市長会等において要望しているところであります。こうしたことから、市独自の補聴器助成制度の創設は考えておりません。

委員御提案の、耳鼻科や補聴器店等の連携による相談できる仕組みづくりにつきましては、今後、国の手引の内容の精査などを通じまして研究していきたいと考えております。

引き続き、国の動きを注視するとともに、関係機関と連携をしながら、難聴高齢者の支援に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

残りは教育長からお答えします。

○副主査（小宮けい子君） 教育長。

○教育長 学校体育館への空調整備につきまして、避難所となる学校体育館への空調設備設置計画をつくり、設置を進めるべきであるとお尋ねをいただきました。教育施設でございますので、教育委員会からお答えさせていただきます。

北九州市では、安全で快適な学校環境の整備は大変重要であると考えておりまして、普通教室、管理諸室、給食室のほか、特別教室にも順次エアコンの設置を進めているところであります。

学校体育館へのエアコンの設置は、熱中症対策や教育環境の改善には効果があると考えております。その中でも、特別支援学校は、体温の調整が非常に難しい児童生徒や情緒の安定に空調管理が欠かせない児童生徒もいるために、特にエアコン設置が望ましいと考えております。

そこでまずは、来年度しゅん工いたします小倉北特別支援学校の体育館にエアコンを設置する予定としております。さらに、今後、学校を新築する場合にも、国の整備指針に従いまして、高断熱化等、最新の省エネ性能を確保しつつ、学校体育館へのエアコン設置を検討してまいりたいと考えております。

今後のエアコン設置に向けました視点でございますが、全部の小・中学校の体育館にエアコン設置をするためには、設置工事と断熱工事を合わせまして約281億円の予算が必要となります。国の令和6年度補正予算では、避難所となる学校体育館エアコンに特化した交付金制度が創設はされましたが、補助率や対象工事費の上限額は従前と同じでありまして、依然として市の負担は極めて大きくなると考えております。

一方で、自然災害発生の頻度が高まる中で、御指摘のように、避難所となります学校体育館の機能の充実が求められてもおります。教育環境の充実に加えて避難所機能を高めるには、多角的視点からの調査研究が必要と考えているところでございます。そのために、今後の取組といたしまして、他都市の状況などを参考に、整備の手法や効果的な財源について幅広く情報収

集に努めてまいりたいと考えておるところでございます。答弁は以上でございます。

○副主査（小宮けい子君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 今私が話した啓発チラシ2万部作った残りの1万部の活用法について、北九州市全体で啓発チラシが少ないと思いますが、これはどのように考えますか。教えてください。

○副主査（小宮けい子君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 宇土委員から、難聴の啓発チラシの残りの枚数の配布のことと、あと、枚数が少ないのではないかというお尋ねをいただきました。

昨年の夏にチラシを作りまして、まず1万1,000部配布をしております。残りは、先ほどの市長の答弁にもありましたように、この後、福祉協力員ですとか老人クラブなどに幅広く配布をしていきたいと考えております。今のところ、福祉協力員の方が6,000部程度、それから老人クラブですとか、ほかにも地域のリハビリ職によるサロン等への配布等を考えております。作成は2万部させていただいておりますので、まずはこれで令和7年度中に必要な部数は用意できているかと思っております。また不足があれば増刷等を考えたいと思っております。以上です。

○副主査（小宮けい子君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） ありがとうございます。

そして、後期高齢者の窓口負担が今かなり増えているから、病院に行くハードルが高くなっています。せっかく耳鼻科で受診しようとしているのに、ためらう人がどんどん出てくるのではないかという危惧がされます。これはどうお考えですか。

○副主査（小宮けい子君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 私どもは、まずは早期発見、早期受診につなげていただくというところをしっかりと周知していきたいと考えております。また、まず受診をしていただく中でどのようなことができるのかというのは医師の判断にもよると思っております。市内に補聴器相談医という方々がいらっしゃいますので、きちんとお一人お一人の耳の状況に合わせた調整が必要ということもございまして、まずは医療機関につなぐというところを多くの方にお伝えしていきたいと考えております。以上です。

○副主査（小宮けい子君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） ありがとうございます。

北九州市は、政令指定都市の中で高齢化率がトップです。私は、多くの高齢者の方から、実現してほしいという声を聞いてまいりました。1万以上の署名もいただきました。市長は、この署名をどう受け止めていますか。

○副主査（小宮けい子君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 助成を要望されるという声も確かにあるとは思いますが、市長の答弁にもございましたように、公的支援の在り方につきまして、加齢による身体の衰えは多岐にわ

たるところで、効果や方法等を見極める必要があるかなと考えております。そのために、国に対しても、研究の成果を早期に取りまとめることや、効果が認められる場合には公的補助制度を国のほうで創設することを要望しているというところでございます。以上でございます。

○副主査（小宮けい子君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） ありがとうございます。

今こそ補聴器購入助成制度の実現を強く求め、そして、医療費補助も求めて、以上で質問を終わります。

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 石破首相の施政方針演説を本会議でも紹介いたしました。我が国は世界有数の災害発生国であり、平時の備えにより被害の最小化を図るとともに、発生時には国際基準のスフィア基準を踏まえた環境を迅速に提供する必要がある、このように述べられております。また、こうしたことは国家の責務を果たすことであるというふうなことも言われているわけです。その背景には、これまでの大地震、そして能登半島からの教訓、増え続ける災害関連死、だからこそ避難所の環境改善が必要である、それも国際基準にのっとったことが必要である。また、南海トラフ大地震、30年以内の発生確率が80%程度まで上がってきた。これは、いつ起きてもおかしくない状態であると言われております。

気象庁は、昨年2024年の夏は、統計を開始した1898年以降の夏として、2023年の記録と並び最も暑い夏となった、そして、今年2025年の夏もまた猛暑となる予想だと発表しています。今年の夏は、太平洋高気圧の北への張り出しが強まり、全国的には気温は平年より高くなる予想だとしております。近年続いているように、また暑い夏となる見込みであります。降水量は全国的に平年並みとなり、梅雨時期から夏にかけての大雨にも注意が欠かせない、春からは熱中症対策が必要になってくる、こういった予想を出しております。まさしく命と健康が危険にさらされている、これはもう明白ではないでしょうか。

気候変動に対する危機感が全く不足しているように聞こえますが、いかがでしょうか。

○副主査（小宮けい子君） 教育長。

○教育長 私も答弁の中で、学校施設、学校環境という意味では、体育館へのエアコン設置というものは熱中症対策や教育環境の改善に非常に効果があると、有効であるということは申し上げさせていただいております。

1つ、いわゆる大規模災害等に対しての避難所機能を非常に重要視されて、計画をつくりなさいという御質問だったと思うんですが、学校体育館へのエアコン設置の計画といいますと、どうしても教育機能の計画だけではなく避難所機能の計画、その2つの機能を多角的に分析しないといけなくなります。平たく言いますと、どちらを優先しますかという意味でいいますと、なかなか教育委員会だけで決められるものではございません。

一例を挙げさせていただきますと、特別支援学校はやはり子供たちの教育環境という意味で

は優先したいんですが、今、特別支援学校は8校あるんですけども、指定避難所は実は3校しかありません。たまたま、今回エアコンをつけさせていただきます小倉北特別支援学校は避難所を兼ねております。ただ、それも含めて3校だけが指定避難所となっております、残りの5校は指定避難所ではございません。そういった状況でございます。

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 昨年10月17日に、市内の小・中学校と高校の児童生徒24人で武内市長に提言書を提出いたしました。これは、北九州市政に子供たちの意見を反映しようと、市が企画したものです。5月に、市内16校にみらい政策委員会を設置し、児童生徒が議論を重ねてきた内容です。その中にも、学校の体育館へのエアコン設置が盛り込まれていました。

このことに関して、直接受け取られた市長はどのようにお考えでしょうか。

○副主査（小宮けい子君） 教育長。

○教育長 教育長からもちょっと申し上げさせていただきたいんですが、市長がそういう子供たちの声を聞かれたのは、私もドリームサミットという本会議場を使つての中学生が集まってのお話合いがあります。その中で、教育長にも市長にも、ぜひ体育館にエアコンをというお話は伺っております。子供たちの声も届いておりますので、教育機能としてこれは非常に重要だということは私どもも認識はしております。以上でございます。

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 先ほど教育長からも、エアコン設置については全部しようと思えば280億円の費用がかかる、エアコン設置それから断熱工事を含めてかかるというようなことを言われておりました。

今回政府が出した空調設備の臨時特例交付金、上限が7,000万円、そして2分の1補助。上限が7,000万円だということで、ばく大な費用がかかるといったようなことですが、これを使えば少なくとも半分近く、280億円から下がるわけですね。また、この間答えられております電気代についても、断熱材を使っておけばこれも下がってくるということになってまいります。

先ほど教育長も、教育機能それから避難所機能というようなことを分けて言われましたけど、今やはり望まれているのは、この猛暑対策に対していかにして生徒を守っていくか、また、そういう時期に避難所となったときに市民の命をどのようにして守っていくか、そういう危機感があるからこそ国は力を入れているわけです。国は取り組んでいく、そして、福岡県も取り組む意向である、そういう中で北九州市だけはとどまっている。これでいいのかという問題だと思いますけども、いかがでしょうか。

○副主査（小宮けい子君） 教育長。

○教育長 もともとこの制度の充実には北九州市からも国に強く要望して、ようやくこうやって少しずつ進んできた制度でございます。国に対しましては、さらなる制度の充実の要望を続けるとともに、さらに効果的な例えば財源あるいは整備手法につきましても調査研究をいたしま

して、多角的な視点から様々な資料を集めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） そういうスピードでは、私は遅いと思います。生徒が苦しんでいる、それから、市民も苦しんでいる、それから、今議会でも多くの会派の方たちがこの件についても発言をされております。まさしく今、具体的に計画を立ててこれを進めるときだと思います。ぜひ市長には、そういった市民の声、そして子供からの声、あるいは議員からの声を真摯に受け止めていただいて、早くこの設置の件について取り組んでいただくということを強く希望いたします。私からの質疑を終わらせていただきます。以上です。

○副主査（小宮けい子君） ここで主査と交代いたします。

（副主査と主査が交代）

○主査（伊藤淳一君） 進行いたします。まるまる戸八会、小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君） まるまる戸八会の小宮と申します。よろしくお願いします。

お尋ねします。本市における介護・医療従事者についてお伺いします。

本市は、政令市の中でも高齢化率が高く、深刻な働き手不足も問題視されております。戸畑区内の医療法人で30年勤務した私自身の経験から、生の声をお届けしたいと思います。

介護福祉士、ケアマネジャー、看護師として、一貫した現場主義の中で感じたこと、それは慢性的な人手不足と苛酷な労働環境でありました。賃金はさることながら、精神面、肉体面において過度なストレスを感じ、離職や退職が後を絶たない状況でもあります。安全な介護、看護を提供するため、勤務環境の改善が必要だと考えます。そこで、2点お伺いします。

1点目に、介護職員の勤務環境の改善について見解をお伺いします。

2点目に、看護職員の勤務環境の改善について見解をお伺いします。

○主査（伊藤淳一君） 市長。

○市長 小宮委員から、介護・医療従事者につきまして、介護職員の勤務環境の改善、看護職員の勤務環境の改善についてお尋ねがございました。

生産年齢人口の減少が進む中、介護職員や看護職員の離職防止や定着促進に向け、働きやすい勤務環境を整備し、職場の魅力を高めていくことは重要な課題と認識しております。勤務環境の改善につきましては、まずはそれぞれの介護事業者や医療機関において主体的に取り組むことが基本になると認識をしております。

介護職員の勤務環境の改善については、厚生労働大臣が指定する介護労働に関する総合的な支援機関である介護労働安定センターが、相談援助や講習会、研修を実施しております。

北九州市では、未来の介護大作戦として、まず先進的介護北九州モデルの普及活用による介護職員の皆様の負担軽減や職場環境の改善に取り組んでおります。また、経営者の方向けの職場環境改善セミナーを通じまして、離職防止、定着促進に資する好事例を学び習得する機会を提供しているところでもございます。

さらに、昨年10月からは、介護シェアリング都市の実現を目指しまして、介護や福祉に関心のある方と事業所とをマッチングするスケットターとの連携を始めるとともに、介護職員がつながり支え合う場づくりとしての介護みらい会議を開催したところでございます。

看護職など医療従事者の勤務環境の改善につきましては、福岡県に医療勤務環境改善支援センターが設置されており、医療機関からの相談対応のほか、アドバイザー派遣等の支援が行われているところでございます。また、看護職の職能団体である日本看護協会におきましては、看護職員の健康で安全な職場づくりに向けて、職場づくりのポイントや、業務上の危険から看護職を守る取組、公的な相談窓口などの情報が盛り込まれた労働安全衛生ガイドラインが策定をされております。

このほか、近年課題とされている顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスハラにつきましては、令和6年6月に福岡県が在宅医療や在宅介護等に関する相談窓口を設置したところであります。北九州市としましては、介護事業者や医療機関、そして介護や医療の現場で働く皆様へ、こうした相談窓口等の周知にも努めたいと考えております。

今後とも、安らぐ町の実現に向け、医療・介護職員の皆様が安心して働くことができる勤務環境の整備を促進し、よりよいサービスの提供につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。私から以上となります。

○主査（伊藤淳一君） 小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君） 御丁寧にありがとうございました。

介護職や看護職、若い世代の転職の際には、本市で転職する場合がありますが、どうしても福岡市や関西圏の大都市圏へ転職する傾向もかなり多いです。私、留年もしましたので2倍の同級生がいるので、聞いて回ったら、やっぱり福岡市、関西圏が多いです。

そこで考えられるのが、今後、大都市圏で定住されたらもうそのまま、Uターンして帰ってこない、ほとんど帰ってきません。どうにか人口流出も食い止めないといけない、そして、北九州市で介護や看護をしてほしい、そういう町にしてほしい、私も努力していきたいと思っています。

そこで1つ、仮称ではありますが、本市独自で、介護・看護トークルーム、仕事の悩みもさることながら、一般的な悩みも話せるような、そういう常設する施設ができれば、誰にでも行きやすいような、そういうところがあれば、離職また退職も防げて、また、大都市圏への人口の流出も防げるのではないかと考えておりますが、開設もしくは検討として御見解をお伺いしたいと思います。

○主査（伊藤淳一君） 保健福祉局長。時間があまりありません。

○保健福祉局長 委員の御提案もおっしゃるとおりだなと思いますが、先ほどの市長の答弁にもありました介護みらい会議、介護従事者の方々がつながり合う場というのを既に設定しておりますので、その中で御提案のようなことができるかというところも含めて考えていきたいと

思います。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君） じゃあ前向きに、本当にお願ひします。ありがとうございました。

○主査（伊藤淳一君） 進行いたします。日本維新の会、有田委員。

○委員（有田絵里君） よろしくお願ひいたします。日本維新の会の有田絵里です。

私は、子ども食堂開設等支援事業補助金制度について伺います。

子ども食堂は、貧困家庭の子供の支援だけでなく、地域の交流の場としての役割も担っており、多世代で参加できるような居場所づくりの一環として今後も広がってほしいと考えています。

昨年の9月議会で、我が会派から、子ども食堂開設等支援事業補助金を学習支援にも使えるようにしてほしいという要望をいたしました。来年度予算では、現在の補助金に加え、学習支援に対して1団体当たり3万円を補助する予算を計上してもらったことに感謝申し上げ、ここから考えられる今後の課題を確認したいので、2点御質問いたします。

1点目に、支援額が3万円になった背景や根拠などはございますか、お聞かせください。

2点目に、現在の補助金の支援期間が3年間となっていますが、この期間が適正なのかの見直しなども今後検討する必要があるかと思いますが、見解を伺います。

○主査（伊藤淳一君） 市長。

○市長 有田委員から御質問がありました子ども食堂開設等支援事業補助金につきまして、3万円の根拠、3年間の見直しの可能性などお尋ねがございました。

子ども食堂とは、子供に無料または低額で食事を提供する取組でございます。北九州市では、平成28年度から、孤食の防止や、地域の子供と大人がコミュニケーションを図りながら安心して過ごすことのできる子供の居場所の一つとして、その活動を支援しておりまして、現在、市内80か所に拡大をしております。

委員お尋ねの子ども食堂における学習支援につきましては、様々な子供の居場所で学習の機会が提供されることは望ましいと考えておりまして、新たに令和7年度から、学習支援を行う子ども食堂に対して補助を開始することといたしました。補助額につきましては、教材費や学習ボランティアの交通費などに充てるものとして、他都市の例を参考に3万円としたところであり、多くの団体に活用いただきたいと考えております。

子ども食堂に対しましては、これまで北九州市では、子ども食堂開設等支援事業補助金として、開設時の施設の整備や備品購入等に対する補助、食材や消耗品の購入等に対する3年間の運営補助など、財政面で支援を行ってきたところであります。また、北九州市社会福祉協議会が、個人や企業等からの寄附金を原資に、子どもの居場所づくり応援基金を設置しておりまして、希望する子ども食堂に対しまして毎年10万円程度を分配しているところでございます。

このほか、それぞれの子ども食堂におきましては、地域の方から食材等を集めることや、独

自に企業等から寄附を受けるなど、様々な工夫をしながら運営を行っているところであります。

これらのことから、運営補助金の交付を3年間とすることにつきましては、各団体がノウハウを蓄積し、運営を安定させる期間として、おおむね適切と考えております。このため、現段階では補助金の交付期間を見直す予定はございませんが、今後も運営団体の皆様の声にも耳を傾けつつ、地域や民間団体等と連携協力をしながら子ども食堂の支援に取り組んでまいりたいと考えております。以上となります。

○主査（伊藤淳一君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 御答弁ありがとうございます。

とても前向きな内容で、まず感謝を申し上げるところですが、今回のこの子ども食堂に関しましては、場所によっては予約をしないと入れない、希望者全員分の食事提供ができないくらい人気のある子ども食堂もございます。そうすると、もし学習支援をやりたいという気持ちがあっても、人数分、例えばノートだとか鉛筆、ドリルなどが用意できないなど、参加者が多い食堂では3万円では足りないところも出てくるのではないかと思います。その辺は現場の話を聞いて柔軟に対応していただきたいと思いますので、まずここは要望とさせていただきます。

また、補助金の支援期間に関しましても、今のところはおおむね今の状態でいいということだったんですけれども、今後も現場の声を聞いていただきながら、スタートして3年たった後自立をしていくことも、もちろん子ども家庭局の皆様からしっかりと自立を促したいいろいろ御意見などを伝えていただいたりとかしていただいているんだと思うんですけれども、スタートして3年たった後の子ども食堂も継続していくことができて、皆さんに愛される場所として継続してその場所があり続けられるように市としてサポートを続けていただければと思いますので、こちらも要望とさせていただきますと思います。

最後に、多世代での交流をぜひできるようにと、私はこれについては考えております。今あるものでいうと、これは子ども家庭局と保健福祉局とで局をまたいでしまうんですけれども、例えばふれあい昼食交流会というものがあるかと思います。現在、市民センターなどで行われている事業だと思うんですけれども、現在は別事業としているために、そこでの交流を一緒にしているというのは私は今のところ聞いたことはないです。ただ、同じ場所で同じように昼食を提供するのであれば、多世代みんなで同じ場所で一緒に御飯を囲んで食べることで楽しい時間をつくることのできるのではないかと私は思います。

今は別事業ですけれども、効果的に今あるものを組み合わせることで新しい事業をつくっていける可能性がここにはあるのではないかなと思っておりますので、ここをぜひ御検討いただければと思いますので、ここも要望とさせていただきますので、ぜひぜひ今後の御検討、そして、継続的に子ども食堂が続いていきますよう心からお祈り申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○主査（伊藤淳一君） 進行いたします。やない誠、柳井委員。

○委員（柳井誠君） それでは、伺います。

教職員へのパワーハラスメント防止対策について伺います。

本市人事委員会は、3月13日、令和5年3月31日付で教育委員会が中学校教諭に対して行った停職3か月の懲戒処分という不利益処分について、請求人に対して行った停職3か月の懲戒処分を取り消すとの裁決を行いました。この教諭の、校長、教頭からいじめ、ハラスメントを受け、鬱病と診断され、産業医から2回にわたり就業禁止の意見が出ており、出勤できる状況になかったとの主張に対して、人事委員会は、正当な理由のない欠勤であったとは言えないため懲戒処分は不当と結論づけました。

この審査請求の裁決は、新聞、テレビでも大きく報道されました。教育委員会は、裁決を真摯に受け入れ、再発防止の対策を取るべきであります。

全国の教職員の精神疾患による休職者数は、長時間労働や仕事上のストレス、上司からのパワハラなどにより、令和5年度は7,751人と、過去最多を更新しております。本市でも、令和5年度の精神疾患による休職者数は47人であります。

そこで、休職の原因の一つであるパワーハラスメント防止について、本市教職員の分限及び懲戒を担う労務係が対応する体制を改め、ハラスメント相談窓口の設置と相談員を配置するとともに、教職員への啓発のためのしおりを作成するなど、相談対応等を徹底するよう求めますが、見解を伺います。

○主査（伊藤淳一君） 教育長。

○教育長 教育委員会所管分ですので、私からお答えさせていただきます。

教職員へのパワーハラスメント防止対策について、現在の体制を改め、相談窓口の設置や教職員への啓発のしおりを作成するなど、相談対応等の徹底を求めるとの御質問にお答えします。

パワーハラスメントを含めましてハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つけるだけではなく、職場環境を悪化させて、ひいては教育の質の低下を招くものでありまして、強い意識を持ってハラスメント防止に取り組む必要がございます。

現在のハラスメントの相談窓口でございますが、それぞれの各学校及び教職員課に相談員を配置しているほか、市長部局にも教職員出身の専門相談員を配置して、教職員が相談しやすいように複数の相談窓口を用意しております。

なお、被害の訴えがあった場合は事実確認をして、その内容に応じて、懲戒指針に基づく厳正な対処を行うこととなるために、現在の体制としていただいております。

教職員への啓発についてでございますが、毎年度、各学校が行います研修において、ハラスメント防止ハンドブックを配付して、ケーススタディーなどを通じました教職員の意識向上や相談窓口の周知に努めているところでございます。

パワーハラスメントをはじめといたしましたハラスメントの防止のためには、被害を受けた教職員が自ら声を上げやすい仕組みの整備が重要となります。相談窓口や周知の方法につきま

しては、現在の体制の中で今後も工夫を行って、より相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） それでは、今のお答えについて、人事委員会の裁決には、ハラスメントについて、処分庁、すなわち教育委員会が事業者として行うべきであった精神的不調を訴える教職員に対する安全配慮に関わる対応を取ることなく本件処分を行ったことは、対応としては適当ではないと認定されております。ハラスメントの存在が教育委員会絡みであったということが認定されております。

それで、教育委員会同席の下で、該当者が加入する労働組合との団体交渉が1年半前に行われ、私も出席いたしましたが、ハラスメントについて当時の中学校長、教頭が謝罪をしております。裁決の内容を教育委員会は遺憾であると新聞報道されておりますけれども、裁決書のハラスメントに関するこの指摘も遺憾という見解なのか、お伺いいたします。

○主査（伊藤淳一君） 教育長。

○教育長 本事案につきましては個別の案件でございますので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

いずれにいたしましても、人事委員会の裁決につきましては、内容を精査いたしまして、今後の対応は検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 教職員や市民に対するこの裁決の影響というのは、過去になかった裁決であって、非常に大きいというふうに指摘をしておきたいと思います。

そして最後に、相談窓口について説明がありましたけれども、要綱などで位置づけられておらず、相談窓口としての相談員の構成、体制、権限などが明らかになっておりません。これらは明らかにすべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○主査（伊藤淳一君） 教育長。

○教育長 こういう相談体制あるいは制度でございますけれども、一般論といたしまして、制度をつくって魂入れずということがよく言われます。より相談しやすい環境づくりというものをつくり上げるのが一番の私どもの責務と感じておりますので、学校の教職員の心理的安全性を担保できるような、ウェルビーイングを上げる努力をしてまいりたいと考えております。

○主査（伊藤淳一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 最後に、指摘をしておきます。

東京都教育委員会、千葉県教育委員会、県内では柳川市教育委員会もこうした体制を取っております。

○主査（伊藤淳一君） 時間が来ました。進行いたします。若松を愛する会、本田委員。

○委員（本田一郎君） 若松を愛する会の本田でございます。よろしくお願いいたします。

すしの都推進による観光大都市へのチャレンジについてお尋ねいたします。

本市は、すしの都課を設置し、観光客や市民に対して北九州市はすしの都という印象を強めるため、観光振興の目玉として位置づける予定であります。これには私も大いに期待を寄せているところであります。

本会議でも質疑しましたが、すしは日本の代表的な食文化の一つであり、その魅力を最大限に引き出すことができれば、多くの観光客を引きつける重要な要素になると思われます。しかし、その成功には、安定した水産物の供給が不可欠であることは言うまでもありません。季節や不漁、同業者との仕入れ競争などにより、安定した仕入れが難しくなる場合もあります。

そこで、3年前の市長質疑でも述べさせていただきましたが、陸上養殖、サステナブルシーフードは、水産業の観点からだけではなく、観光資源として成り立たせるための重要な施策と考えます。陸上養殖の成功により、地元で安全・安心で新鮮な食材を提供できれば、訪れる観光客に対して高い付加価値を提供することができます。また、本市の水産物を北九州ブランドとして認知させるための大きな役割を果たすことになります。ブランド化のためには、ただ単においしいものを提供するだけではなく、その背景にあるストーリーや地元の漁業者との関係性を観光資源として魅力的に伝える必要もあります。観光振興と地域経済の活性化を両立させるためには、地元の飲食店との連携を強化し、観光資源としての食の魅力を高めることが不可欠であります。

つきましては、地元の飲食店を支援しつつ、本市のすばらしい食の認知度向上のためのPR戦略や観光施策について、市長の見解をお伺いいたします。

○主査（伊藤淳一君） 市長。

○市長 本田委員から、すしの都推進による観光大都市へのチャレンジ、北九州市の食の認知度向上に向けたPR戦略、観光施策についてお尋ねがございました。

三方を海に囲まれ、自然豊かな北九州市は、新鮮な海や山の幸に恵まれた食材の宝庫であります。また、産業都市として多くの人々を受け入れ、発展する過程で、独自の食文化や様々な地域グルメも育まれてまいりました。

こうした北九州市の食の魅力を生かし、観光振興と地域経済の活性化を両輪で進めていくため、これまでも様々な形で食の魅力を伝えるPR等を行ってまいりました。具体的には、1つには、焼きカレーや焼きうどん、ぬか炊き等、地元発祥のグルメや郷土料理のPR、2つ目に、個性的なお店が密集する小倉焼肉通りマップやPR動画の作成など、地元の飲食店と連携をし、町の成り立ちを背景とするストーリー性を持った食の発信に注力をしてまいりました。

また、現在、これらの取組に加えまして、1つ目に、宿泊客の7割を占める出張者をターゲットといたしましたグルメ冊子の作成、2つ目に、小売業、飲食業等の経営者を中心とした、美食の町北九州の実現に向けた勉強会の設立など、食の魅力を一層強力に発信する準備を進めているところでございます。

さらに、より多くのインバウンド客等を呼び込むため、外国人観光客に認知度の高いすしにスポットを当て、これをフックとして他の地域グルメの認知度を高める取組も実施していくこととしております。

委員御提案のサステナブルシーフードをはじめ地元産食材の活用等につきましては、こうした食のストーリーを彩る要素の一つと受け止めているところでございます。

今後とも、民間事業者の皆様と連携をしながら、市内の多彩な食の認知度を一層高めることで、美食の町北九州としてのブランディングを進め、観光大都市を目指してまいりたいと考えております。私から以上です。

○主査（伊藤淳一君） 本田委員。

○委員（本田一郎君） 御答弁ありがとうございます。

すしを起爆剤にして観光地化ということで今目指しているわけですが、これは他業種からも様々な賛否の意見が上がっております。それはすし業界からも上がっておりまして、すしの業界も、接待するような店もあれば、御家族連れ、カップル等々を対象にしているすし屋と、多々あります。

しかし、私、プラスで考えますと、すし店が注目されることによって、すし職人の意識改革が起こってスキルアップにつながって、それがまた品質の向上につながって、さらに顧客満足度につながっていくと思います。そういったことがまたリピーターにつながりますし、活性化にもつながってくることと思っております。

また、サステナブルシーフードの件なんですけれども、これもやはり今後必要な取組でもありますし、それも地域経済の活性化にもなりますし、また、それが見学のツアーですとか体験プログラムを提供するような、集客につながるような仕組みになると考えますので、ぜひとも、民間を導入しないといけないというふうにはなりますけれども、もしそういったことが起こってきた際は支援をしていただきたいと思います。

それと、すしの都課につきましては、職員等々もPRの機会が多くなると思いますので、もしよかったら、すしの都課の職員がすしを握ってそういった現場で対応していただければもっとも認知度が増してにぎわいがつくれると思いますので、それを要望して、私からは以上で終わります。

○主査（伊藤淳一君） 以上で市長質疑を終わります。

次回は3月25日火曜日午前10時から第1委員会室で分科会報告の取りまとめを行います。

本日は以上で閉会いたします。

令和7年度予算特別委員会 第2分科会 主査 伊藤 淳 一 ㊟

副主査 小 宮 けい子 ㊟